

## 議事要旨(2) 基準諮問会議からの提言への対応について

小賀坂副委員長より、説明資料〔審議事項(2)〕に基づき、基準諮問会議から企業会計基準委員会に対して新規テーマとして提言された「税効果会計に関する指針」、「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームに係る会計上の取扱い」及び「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の取扱いについて、対応方針案の説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見等と、これに対するコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の意見があった。

「税効果に関する指針」について、繰延税金資産には配当制限がなされておらず、また、企業のゴーイング・コンサーンにも関わってくる非常に重要なテーマであると考えている。そのため、JICPA から移管することに賛成する。

対応案に記載されているように、JICPA の実務指針が実務に定着していることを実感している。今回の見直しにおいて、現行の監査委員会報告第 66 号の例示区分④但書きを残すのかということが議論されると思うが、対応案ではその内容を踏襲することも含めて検討することが考えられるとされており、その点からも賛成する。
- ある委員より、次の意見があった。

「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームに係る会計上の取扱い」に関して、今回想定されているリース取引の会計処理の予見可能性を高める点において、アジェンダとして取り上げることに賛成である。
- ある委員より、次の質問があった。

「税効果会計に関する指針」について、対応案では現在の内容を踏襲することを含めるとしているが、これは、現在の内容を踏襲することを選択肢の一つとするということなのか、それとも踏襲することを原則として進めるということなのかお教えいただきたい。

これに対して事務局から、以下の回答があった。

  - これまで議論をしてきた中では、監査委員会報告第 66 号の形式基準について実態に合わないのではないかという意見が出されている一方、監査委員会報告第 66 号は実務に定着しているため、変更することによる影響が大きいという意見も出ていると理解している。また、議論の中には IFRS と同様に原則主義にして詳細な規則を廃止するという議論やゼロ・ベースで作り直すべきという意見もあるが、事務局としては現行の実務指針を踏まえつつ、それに対する問題点の指摘について対応すべき点があるかどうかを検討していく予定である。
- ある委員より、次の意見があった。

「税効果会計に関する指針」については、実務への影響が大きいと考えている。監査委員会報告第 66 号が長期間にわたって適用され実務に定着していることを踏まえ

て、変更する場合には変更の趣旨が十分に浸透するようにしていかないと実務が混乱することが懸念される。この点については、時間をかけて深度のある議論を行い、議論した内容を十分に説明していくべきと考えている。また、実務上、監査委員会報告第 66 号の適用に関して疑問点があるという意見があるが、一方でこれを基に実務が動いているというところもあることから、今後、委員会において十分に議論していく必要があると考えている。

- ある委員より、次の意見があった。

「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームに係る会計上の取扱い」について、今回は特別なスキームに対しての会計上の取扱いということであるが、基本的には現行の基準に適用していくということになると思う。ただし、実務で適用する場合に生じると想定される課題について、可能な限り十分な議論を行った上で対応していただきたい。

最後に、西川委員長より、提言を受けた 3 つのテーマの審議の開始については、次回以降の委員会で議論していく旨の発言がなされた。

以 上